

「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

## INDEX

### 報酬算定・運営基準

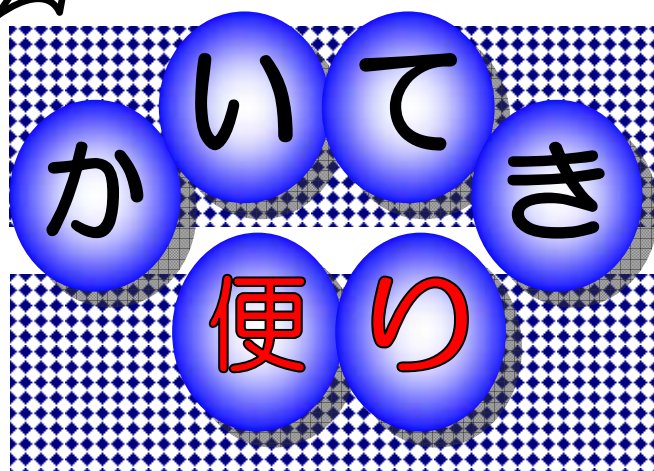
「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価  
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について」

### お知らせ

「平成22年度指定更新事業者研修会を実施します」  
「認知症に寄り添う～介護と医療の連携で穏やかな日常を支援～」を開催します」  
「キャリア形成訪問指導事業(事業所への講師派遣研修)について」  
「介護の日」事例発表会の「介護の魅力を発信する取組事例」を募集します」

### 注意

「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」  
「高額医療合算介護(介護予防)サービス費の申請について」



平成22年8月1日発行 第73号

### 報酬算定・運営基準

「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」の改正  
地域密着型サービスのうち(介護予防)小規模多機能型居宅介護支援事業者及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者においては、自己評価及び外部評価が義務づけられているところですが、平成22年7月5日付で標記実施方針が改正されました。改正後の実施方針や平成22年度の公表用報告書については、以下のホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

(実施方針に関すること)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

(外部評価(第三者評価)に関すること)

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課評価推進担当 TEL03-5320-4035

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>地域密着型サービス>自己評価及び第三者評価(外部評価)

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/chiki/sansha/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/chiki/sansha/index.html))

### 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について

### 報酬算定・運営基準

すべての居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存することとなっています。このチェックシートは、平成22年3月1日から同年8月末日までの居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の最もその紹介件数の多い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載するものです。

紹介率最高法人の割合が、3つのサービスのうちいずれかで90%を超えた場合は、必ずチェックシートを東京都に郵送してください(受付期間は、9月1日から9月15日必着)。3つのサービスがいずれも90%以下の場合には提出する必要はありません。

【郵送先】163-8001(住所不要)東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準

東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

### 平成22年度指定更新事業者研修会を実施します

### お知らせ

平成22年10月1日から平成23年9月1日までに指定更新を行う事業者・施設の管理者等を対象に以下の点を目的として研修会を開催します。

なお、対象事業者に対しては、研修受託者から入場証が送付されます。日時をご確認の上、ご来場ください。

- 1 介護サービス利用者の尊厳の確保・サービスの質の向上
- 2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【開催日時】平成22年8月11日(水)及び平成23年2月16日(水) 各日午後1時から

【研修会場】東京都庁第一本庁舎5階大会議場

【問い合わせ先】東京都福祉保健財団 TEL03-5206-8752

お知らせ

## 「認知症に寄り添う～介護と医療の連携で穏かな日常を支援」を開催します

認知症の人と家族が地域で暮らしていくために、治療を担う医療と暮らしを支える介護がどのように連携して支えていくことが必要なのか、認知症の人の生活を支える方々をお招きして以下の内容のシンポジウムを開催します。

【プログラム】 1 基調講演「認知症の理解と治療の最前線」 井藤 佳恵氏（東京都健康長寿医療センター医師）  
2 報告とパネルディスカッション「認知症の人の暮らしを支える」  
来島 みのり氏（小規模多機能ホームみなみだいら管理者）ほか

【開催日時】平成22年9月22日（水）13時30分から17時00分まで  
【開催場所】東京都庁第一本庁舎5階大会議場  
【申込方法】平成22年9月10日（消印有効）までに、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ、往復はがきかFAXで下記申込先まで送付ください。なお、定員が550人のため、定員を超えた場合は抽選となります。  
【申込先】認知症シンポジウム事務局 〒170-0005 豊島区南大塚2-39-7-7階 FAX03-3943-4322  
【問い合わせ先】TEL03-3943-4312

お知らせ

## キャリア形成訪問指導事業（事業所への講師派遣研修）について

東京都では、都内の介護福祉士等養成施設の教員が、福祉施設・介護保険施設等や居宅サービスの事業者等を訪問して研修を行う「キャリア形成訪問指導事業」を実施します。費用は無料です。

【研修内容及び申込方法等】以下のホームページの研修プログラム一覧表をご覧ください。事業所の研修へのご希望内容等を確認の上、養成施設と調整します。

【申込締切】平成22年8月6日（金曜日）

【東京都福祉保健局ホームページ】(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/koza/houmonsidoujigyou/index.html>)

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL03-5320-4049

お知らせ

## 「介護の日」事例発表会の「介護の魅力を発信する取組事例」を募集します

11月11日の「介護の日」に、厚生労働省により、介護従事者の優れた取組事例の発表会が開催されます。事例発表を希望する介護従事者の方（複数名による応募可）は、概要等が分かる資料をご提出ください。

【募集する取組】これから介護・福祉の仕事を目指す者が介護の魅力を感じることができる取り組みで、以下のいずれかに該当するものであること。

- 1 利用者の介護予防に効果がある事業所独自の工夫を凝らした取組
- 2 地域において社会的貢献度が高い事業所の自主的な取組
- 3 その他利用者の満足度が高い事業所独自の取組

【提出様式】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/dl/15.doc> 参照

【提出期限】平成22年8月10日（火曜日）

【提出先】事業所のある区市町村（提出先の詳細は下記担当までお問合せください）

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL03-5320-4049

注意

## 福祉用具の重大製品事故報告について（情報提供）

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。（平成22年6月25日付公表分）詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 [東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/shouhi/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html))

なお、かいてき便り第72号において誤りがありましたので、記載内容を訂正いたします。

（第72号（正）平成22年6月4日付、6月8日付（誤）平成22年6月7日付、6月11日付）

注意

## 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の申請について

平成21年8月1日から平成22年7月31日までの利用者負担分に対する高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給の申請が平成22年8月1日より始まります。今後、該当者については、原則保険者を通じて勧奨通知等によりお知らせすることになりますが、勧奨通知がない場合においても、支給の対象となる場合がありますので、介護サービス事業者等におかれましては、申請漏れがないよう利用者等に対する制度の周知等について、ご配慮願います。

【お問い合わせ先】区市町村介護保険主管課